

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年12月25日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年12月25日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年12月25日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨーえい店

南九州市穎娃町郡1386番地1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地

有限会社フラワーショップ湯田 代表取締役 湯田守

南九州市穎娃町郡9246番地11

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地

有限会社フラワーショップ湯田 代表取締役 湯田守

南九州市穎娃町郡9246番地11

アパ有限会社 代表取締役 永山浩二

南九州市穎娃町郡1378番地1

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設1 A棟北西側 20平方メートル

荷さばき施設2 B棟内南西側 32平方メートル

イ 変更後 荷さばき施設1 A棟北西側 32平方メートル

荷さばき施設2 B棟南西側 32平方メートル

荷さばき施設3 A棟南東側 32平方メートル

荷さばき施設4 C棟南東側 13平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 A棟内西側 16立方メートル

廃棄物等保管施設2 A棟北西側 13立方メートル

イ 変更後 廃棄物等保管施設 1 A棟内西側 9立方メートル
廃棄物等保管施設 2 A棟北西側 8立方メートル

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設 1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設 2 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 荷さばき施設 1 24時間
荷さばき施設 2 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設 3 午後11時から午前7時まで
荷さばき施設 4 午前6時から午後10時まで

3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成29年4月21日

(2) 2の(2)及び(3) 令和3年8月16日

(3) 2の(4) 令和2年12月16日

4 届出年月日

令和2年12月15日